選　挙　の　記　録

（令和５年度）

新 潟 県 議 会 議 員 一 般 選 挙

令 和 ５ 年 ４ 月 ９ 日 執 行

新 潟 市 議 会 議 員 一 般 選 挙

令 和 ５ 年 ４ 月 ９ 日 執 行

新潟市選挙管理委員会

統一地方選挙（令和５年４月９日執行）

公営ポスター掲示場（県議会議員一般選挙：中央区）

公営ポスター掲示場（市議会議員一般選挙：中央区）

投票所の様子（西区）

開票作業の様子（秋葉区）

街頭啓発（西蒲区）

新潟県議会議員
新潟市議会議員
選挙

新潟市選挙管理委員会マスコット
「トウヒョウザウルスきめたろう」

令和5年

4/9(日)

投票時間
7:00
▼
20:00

期日前投票｜4/1(土)～4/8(土) 8:30▶20:00

新潟市・区選挙管理委員会／新潟市・区明るい選挙推進協議会

新潟県議会議員 新潟市議会議員 選挙

令和5年 4/9(日)

投票時間 7:00 ▼ 20:00

投票できる人

【選挙権】

❶ 日本国民で平成17年4月10日までに生まれた人

❷ 令和4年12月30日までに新潟市に住民登録し、引き続きお住まいの人

【住所異動した人の投票所】

❶ 市内転居

- 3月9日までに転居手続きをした人は、新しい住所地の投票所
- 3月10日以後に転居手続きをした人は、前の住所地の投票所

❷ 県内の他市町村からの転入（新潟県議会議員選挙に限る）

12月31日以後に転入手続きをした人は、新潟市で投票することはできません。

ただし、区民生活課、区出張所などで交付する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」を転入前の住所地の投票所で提示するか、または同投票所で引き続き県内に住んでいることの確認を受けることで、同投票所で新潟県議会議員選挙の投票ができます。

なお、転入前の住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

❸ 県外からの転入

12月31日以後に転入手続きをした人は、投票できません。

投票時のお願い

- 混雑緩和のため、あらかじめご自身の投票所入場券を切り離して持参してください。
- 鉛筆を用意していますが、ご自身の鉛筆またはシャープペンシルをお持ちいただいても構いません。
- マスクの着用は個人の判断でお願いします。
- 投票会場にアルコール消毒液をご用意しています。
- 市ホームページに掲載している混雑が予想される時間帯をできるだけ避けて来場してください。

代理投票

- 本人が投票用紙に記載できない場合は、投票所の係員による代筆ができますので、投票所でお申し出ください。

ペットの入場はできません

- 投票所は、盲導犬、介助犬、聴導犬以外の動物を伴って入場することはできません。

郵便等投票

- 身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険被保険者証をお持ちの方で、下記の表に該当する場合は、郵便等による不在者投票をすることができます。
- 郵便等による不在者投票をするためには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、お問い合わせください。

	障がいの種類	障がいの程度 ※	
身体障害者手帳	両下肢、体幹または移動機能の障がい	個別等級	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小湯の障がい		1級または3級
	免疫または肝臓の障がい		1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢または体幹の障がい	特別項症から第2項症まで	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓の障がい	特別項症から第3項症まで	
介護保険被保険者証	要介護5		
新型コロナウイルス感染症により自宅・宿泊施設で療養中の方			

※個別等級のある障がいの場合、障がいの程度は個別等級で判断します。

期日前投票

期間 4月1日(土)～4月8日(土) 8:30～20:00

- 投票日に用事があって行けない人は、期日前投票をご利用ください。入場券の裏面にある宣誓書の記入が必要です。宣誓書※は、会場にも備え付けてあります。また、市選管ホームページからもダウンロード可能です。

※選挙の当日、選挙に行けない事由に「○(マル)」が不要となりました。「投票する日」「氏名」「生年月日」欄は従来通りです。

◀宣誓書変更前

事由（該当する番号に○を付けてください）	
1	仕事・学業・冠婚葬祭
2	用事・旅行・外出
3	病気・けが・出産
5	他市区町村へ転居
6	天災や悪天候

◀宣誓書変更後（今回の選挙から）

私は、選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みであることを誓います。（該当項目に「○(マル)」は不要）

- 仕事・学業・冠婚葬祭
- 用事・旅行・外出
- 病気・けが・出産
- 他市区町村へ転居
- 天災や悪天候

- 期日前投票は、お住いの行政区の投票所でしかできません。
※中央区在住の人は石山出張所（東区）でも可

区	投票所	所在地
北区	北区役所	北区東栄町1-1-14
	北出張所	北区松浜1-7-9
東区	東区役所	東区下木戸1-4-1
	石山出張所	東区石山1-1-12
中央区	中央区役所	中央区西堀通6-866
	東出張所	中央区蒲原町7-1
	南出張所	中央区新和3-3-1
	石山出張所	東区石山1-1-12
江南区	江南区役所	江南区泉町3-4-5
	横越出張所	江南区横越中央1-1-1
秋葉区	秋葉区役所	秋葉区程島2009
	小須戸まちづくりセンター	秋葉区小須戸120-1
南区	南区役所	南区白根1235
	味方出張所	南区味方1544
	月潟出張所	南区月潟535
西区	西区役所	西区寺尾東3-14-41
	西出張所	西区内野町413
	黒埼出張所	西区大野町2843-1
西蒲区	西蒲区役所	西蒲区巻甲2690-1
	岩室出張所	西蒲区西中860
	西川出張所	西蒲区旗屋585-1
	潟東出張所	西蒲区三方1
	中之口出張所	西蒲区中之口626

不在者投票

- お住まいの区以外の仕事先、滞在地や県選挙管理委員会が指定した病院や施設に入院（入所）している人は、不在者投票ができます。
- 滞在地での不在者投票の人は下記のお問い合わせ先を通してお住まいの区選挙管理委員会へ、病院や施設に入院（入所）している人は施設の事務所へお問い合わせください。

お問い合わせ先

新潟市役所コールセンター

TEL.025-243-4894

目　　次

Ⅰ　第20回統一地方選挙（令和5年4月9日執行）---------- 1
Ⅱ　付　　録 ---------- 111